

一般業務一般競争入札公告共通事項

社会福祉法人十王会 理事長 加藤充子

・入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の(1)から(7)までに掲げる条件をすべて満たし、かつ理事長による当該委託に係る入札参加資格の確認(以下「確認」という。)を受けた者とする。

- (1)入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を提出する時点において、岡崎市の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること。
- (2)確認申請書を提出する時点において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、岡崎市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (3)確認申請書を提出する時点において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4)確認申請書を提出する時点において、岡崎市の契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- (5)役員(役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力的組織(計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織)、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと(共同企業体にあつては、構成員の全て)。

・資格の確認に関する事項

(1)申請・確認手続等

入札に参加を希望する者は、電子メール及び持参により確認申請書を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び確認資料(以下「確認申請書等」という。)を提出しなかった者又は確認を受けることができなかった者は、当該入札に参加することができない。

(2)入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認は、申請者に対し、電子メールを使用して通知する。

(3)確認申請書等の提出方法等

ア 提出方法

確認申請書の提出は、電子メールを使用して送信する方法により行うものとする。

尚、電子メールにより行われた確認申請書等の提出は、入札担当者の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、イの提出場所に到達したものとみなす。

(4)入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に、説明を求める旨を記載した書面を、提出場所に持参しなければならない。

ウ イの書面の提出があったときは、提出日の翌日から起算して 10 日以内に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

・仕様書の閲覧

(1)仕様書の閲覧

仕様書は、原則として、矢作保育園ホームページに掲載する。

(2)質問書の提出方法

仕様書に対する質問がある場合は、入札執行者に質問事項を記載した質問書(様式は任意)を電子メールにより行うこと。

(3) 回答方法

入札執行者は、質問書の提出があったときは、質問に対する回答の内容を矢作保育園ホームページにて公表する。

・入札の方法等

(1)落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(加算後の金額に 1 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札額として入力すること。

(2)開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときは、1 回に限り、再度の入札を行うことがある。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときに、1 回に限り、再度の入札を行うことがある。

・内訳書の提出

(1)入札参加者は、入札執行者から内訳書の提出を求められたときは、次に掲げるところにより、内訳書を提出しなければならない。

(2)内訳書の様式は任意とする。ただし、あらかじめ指定の様式とした場合は、それに従うものとする。

- ・入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

- ・入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ・入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札
- ・確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
- ・入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
- ・仕様書の閲覧をしなかった者又は入札執行者が、閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
- ・その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

- ・契約書作成の要否

要する。

- ・契約保証金に関する事項

契約保証金は、納付を要しない。